

「広告表示等に関する問い合わせ・相談受付状況」(四輪関係)

当協議会には、新聞・チラシ広告、テレビCM等の広告の作成やプライスボード、価格表等の作成に関する相談が、会員事業者の他、広告代理店や新聞社、情報誌社などの広告関係事業者からも数多く寄せられ、その内容も様々なものとなっています。

当ページでは、その内容を分析し、受付状況やその月に多く見られた事例などを、月別に公開しております。

また、多くみられる広告表示についての事例につきましては、「[広告表示に関するFAQ -会員・広告関係事業者の方々へ-](#)」にまとめておりますので、広告等を作成する際の参考にして下さい。

相談受付件数

平成23年12月に受け付けた四輪関係の相談は112件でした。

車種別の内訳は、新車関係67件、中古車関係42件、内容別の内訳は、表示関係92件、景品関係15件でした。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
	67	42	3	112
表示関係	61	31	0	92
景品関係	5	8	2	15
その他	1	3	1	5

相談者内訳

相談者の内訳としては、新車、中古車関係ともに広告代理店等が最も多く合計41件で全体の約36%、次にメーカー系ディーラーが多く、23件で全体の約21%を占めます。自動車関係団体は全体の15%を占めますが、そのほとんどが新車関係の相談となっています。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
広告代理店等	29	10	2	41
メーカー系ディーラー	16	7	0	23
自動車関係団体	14	2	1	17
中古車専門店	0	7	0	7
中古車情報誌社	1	7	0	8
メーカー	3	4	0	7
新聞社	3	4	0	7
テレビ・ラジオ局	1	0	0	1
その他	0	1	0	1

新車関係

◆表示関係の相談内訳

12月は、エコカー補助金が閣議決定された20日以降、「エコカー補助金が交付される旨」の表示など、エコカー補助金の表示に関する相談が26件と増加しており、全体の約40%を占めています。

内 容	件数	内 容	件数
①価格の表示	12	④車名・仕様区分 他	1
割賦・リース	6	⑤特定用語の表示	2
値引き表示	3	最上級	2
表示方法	1	税金等に関する表示	1
その他	2	⑥各種制度（補助金等）	27
②特定事項の表示	7	補助金関係	26
燃費	4	免・減税関係	1
安全・環境	2	⑦広告表現・企画の可否	10
競合比較	1	広告表現の可否	2
③下取りに関する表示	1	企画の可否 他	8
		合 計	61

◆景品関係の相談内訳

内 容	件数
総付景品（もれなく提供）	2
オープン懸賞	1
全般	2
合 計	5

★今月のポイント★ 今回は、「エコカー補助金」についての事例を紹介します。

問い合わせ内容

エコカー補助金が閣議決定されたので、チラシ広告、自社ホームページにおいて、「エコカー補助金実施決定！」と打ち出したいのですが問題ありませんか。また、表示する際の留意点について教えてください。



問い合わせへの回答

エコカー補助金は12月20日に閣議決定された第4次補正予算案に盛り込まれたものですが、その実施は補正予算案の可決・成立が必要となります。

したがって、「エコカー補助金 実施決定！」と表示するなど、エコカー補助金の実施が確定したかのような表示は行わないよう注意して下さい。

（詳しくは[こちら「AFTC INFORMATION」](#)をご覧ください）

中古車関係

◆表示関係の相談内訳

支払い総額の表示方法や値引き表示の可否等の「価格の表示」、保証の有無や定期点検整備の有無の表示方法などの「必要表示事項」に関する問い合わせが全体の約70%を占めています。

内 容	件数	内 容	件数
①価格の表示	13	車名・仕様区分	1
値引き表示（可否）	5	使用歴（レンタカー等）	1
割賦・リース	3	塗色	1
支払い総額	2	全般	5
表示方法	2	③広告表現・企画の可否	7
その他	1	広告表現の可否	2
②必要表示事項	10	企画の可否 他	5
走行距離数	2	④その他	1
		合 計	31

◆景品関係の相談内訳

年末年始の売り出し企画として、「宝くじを抽選で提供することは可能か」など、抽選で景品を提供する企画に関する問い合わせがみられました。

内 容	件数
総付景品（もれなく提供）	2
一般懸賞（抽選により提供）	5
全般	1
合 計	8

★今月のポイント①★ 今回は、値引きに関する事例、景品に関する事例を紹介します。

問い合わせ内容

中古車の販売価格と新車時の価格を比較して「お得」と表示することは可能ですか。



問い合わせへの回答

中古車は一旦登録され、又、使用に供された商品であり、新車と中古車は品質や経済価値が異なる商品であることから、「新車時価格」を比較対照価格に用いた二重価格表示は、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与える不当表示となるおそれがあるため、行うことはできません。

（詳しくは[こちら「広告表示に関するFAQ」](#)をご覧ください）

★今月のポイント②★ 今回は、値引きに関する事例、景品に関する事例を紹介します。

問い合わせ内容

年末の売り出し企画として、「宝くじ」を来場者に抽選でプレゼントしようと考えているが可能ですか。可能であれば、景品に金額はいくらと考えればよいですか。



問い合わせへの回答

宝くじを景品として提供することは可能です。

景品類の金額は、提供を受ける者（今回は消費者）が、それを通常購入するときの価格となりますので、宝くじを提供する場合の景品類の金額は、宝くじの販売価格（例えば、年末ジャンボ宝くじなら1枚300円）であり、当選金の額を考慮する必要はありません。

（景品類の上限額については[こちら「広告表示に関するFAQ」](#)をご覧ください）